

Title	〔商法一五〕代表取締役が支拂の見込が極めて薄いの拘らず約束手形を振出した場合の第三者に対する責任 (昭和三三年一月二八日東京地方判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.7 (1961. 7) ,p.75- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610715-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一五〕

代表取締役が支拂の見込が極めて薄いの拘らず

約束手形を振出した場合の第三者に對する責任

〔昭和三年一月二八日東京地方判決
昭和三年七月九日損害賠償請求事件〕
下級民集九卷二二號三三四二頁

〔參照條文〕 商法第二六六條之三

〔判示事項〕 會社の代表取締役が支拂の見込が極めて薄いのにか
かわらず約束手形を振出した場合、右取締役につき商法二六六條の
三の責任が認められるか

所謂平取締役に、代表取締役の職務行爲につき監督義務があるか

〔事實〕 被告Y₁は電氣カミソリ等の販賣を業とする訴外A電機株
式會社の代表取締役であり、被告Y₂は同會社の取締役である。

Y₁はA會社の代表取締役として、昭和三年五月六日A會社の名
義で訴外Bに對し、金額それぞれ二〇萬圓づつの約束手形二通を、

受取人欄白地のまま振出交付した。

原告Xは、右Bより右約束手形二通の讓渡を受け、受取人欄をX
名義に補充した上、訴外Cに對し白地式にて裏書讓渡し、更にCは
右約束手形のうち一通を訴外Dに對し裏書讓渡し、Dはその満期當
日支拂場所に呈示して支拂を求めたが拒絶されたので、Cは同人よ
りこの手形を受戻した。そこで原告は、昭和三年七月末頃Cに對
し、金三〇萬圓を支拂つて同人より本件約束手形二通を受戻してそ
の所持人となつたが、振出人たるA會社は既に昭和三年五月一二
日頃事務所を閉鎖してその資産は全くなく、A會社より本件約束手

形金の支拂を受けることが事實上不能となつていた。

そこで原告の主張は、先ず被告Y₁に對し、同人は、A會社が右約束手形金を支拂う能力及び意思がないのに拘らず、これがあるように裝つて右Bを欺罔し同人に本件約束手形二通を振出交付したもので、右行爲は訴外會社の代表取締役としてその職務を行うにつき悪意か少くとも重大な過失があつたものであるから、商法二六六條の三の規定に基き、被告Y₁はこれがため第三者である原告が蒙つた損害を賠償する責任があるとし、

更に被告Y₂に對しては、同人は、A會社が本件約束手形金を支拂う能力及び意思がないのに拘らずY₁と共謀して本件約束手形を振出した。しからずとしても、被告Y₂はA會社の取締役としてその取引や資産の状態を知悉していたのであるから、被告Y₁の本件約束手形の振出行爲を防止すべき義務があるのに拘らずその義務を怠り、Y₁をして右行爲をなざしめた。従つて被告Y₂もまた、A會社の取締役としてその職務を行うにつき悪意か重大な過失があつたのであるから、商法第二六六條の三の規定に基き、原告が蒙つた損害を賠償する責任がある、とするものである。

そして、前述の如く、右約束手形二通の振出人たるA會社より手形金の支拂を受けることが不能となつたから、原告は結局金三〇萬圓の損害を蒙つたものであるとし、被告Y₁及びY₂に對し、各自金三

〇萬圓及び訴狀送達日の翌日である昭和三二年一〇月六日以降右完済に至るまで年五分の割合による遅延損害金の支拂を請求した。

【判旨】 被告Y₁に對し、原告勝訴。被告Y₂に對し、原告敗訴。

判決は、先ず原告の被告Y₁に對する請求については、訴外A會社は、本件約束手形を振出した昭和三二年五月初旬頃は、資産の見るべきものがないのに反しその負債は金二千萬圓程度に達していたこと、訴外Bは同年四月三日A會社より電氣カミソリのケースの製作を依頼され、同年同月二四日以降逐次製作品をA會社に納入していたが、同年五月六日その材料費に充てるための前渡金としてA會社より、金融に便利なように特に受取人欄を白地のまま、本件約束手形二通の交付を受けたこと、A會社は右のように巨額の債務を負担し經營が頗る困難であつたが、被告Y₂より援助を受け辛うじてその場その場を切り抜けて營業を續けていたこと、しかるに同年五月一日頃訴外會社は先に振出した約束手形金の支拂に窮したので、被告Y₁は被告Y₂に對し資金の援助を懇請したところ拒絶せられたため、遂に同年同月一二日頃事務所を閉鎖して全く營業を停止したと、以上の事實を認定し、更に被告Y₁の右約束手形を振出した行爲が、A會社の代表取締役としてその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたものであるかどうかについて判断し次の如く云つて

いる。

「被告Y₁は訴外A會社が本件約束手形を振出したとしても、當時におけるA會社の資産状態からして果して満期にその支拂ができるかどうかその見込みが極めて薄いのにも拘らず、漫然被告Y₂より資金の援助が受けられるものと輕信し、訴外會社の代表取締役として本件約束手形を振出し、その結果不渡となつたものであるから、被告Y₁がA會社の代表取締役として本件約束手形を振出した行爲は、商法第二六六條の三所定の取締役がその職務を行うについて、少くとも重大な過失があつたものというべく、被告Y₁はこれがため第三者である原告が蒙つた損害を賠償する義務がある。」

次に、原告の被告Y₂に對する請求については、本件約束手形振出につき被告Y₁と共謀の事實を認むるに足る證據なしとし、更に商法二六六條の三の責任について次の如く判斷している。

「株式會社に於ては代表取締役のみが業務執行の權限を有し、代表取締役にあらざる取締役は業務執行の權限を有せず、ただ取締役會の構成員として業務執行の意思決定に参加し、これによつて代表取締役の業務執行を監督する義務を負うに止り、取締役會の決議に基かない代表取締役の個々の業務執行行爲を監督する義務はない。このことは商法第二六六條の三第二項において同法第二六六條第二項及び第三項の規定を準用しているところからも窺知し得るところである。そして本件において、本件約束手形の振出がA會社の取締

役會の決議に基いてなされたものであることについては、これを認むるに足る證據はなく、従つて被告Y₂に於てY₁の本件約束手形の振出行爲を防止する義務はないから、これがため原告が損害を蒙つたとするもY₂に對し商法第二二六條の三所定の責任を問うことはできない。」

【評釋】 判旨に對し疑問を有つ。

一、商法二六六條の三は、「取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ對シテモ亦連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ……」と規定している。所謂取締役の第三者に對する責任である。ところで本條に該當するためには、取締役が惡意又は重過失ある職務違反を爲し、それに因つて第三者に損害が生ずることが必要である。

舊法に於ける取締役の第三者に對する責任は、「取締役ガ法令又ハ定款ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ取締役ハ第三者ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ」(昭和二五年改正前二六六條二項、昭和一三年改正前一七七條二項、尙明治四四年改正前一七七條は責任の連帶性につき明定するところがなかつた)と定められていたのであるが、その性質は會社法上の特別責任であるとするのが通説であつた(判例——取締役カ

法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタルニ因リ第三者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其故意又ハ過失ノ有無ヲ問ハス又必スシモ權利侵害ノ事實アルコトヲ必要トセス之レカ損害ヲ賠償スヘキ責ニ任セサルヘカラス反之民法七〇九條不法行爲ノ成立ニハ故意又ハ過失ニ因リ他人ノ權利ヲ侵害シ之レカ爲メ損害ヲ生セシメタルコトヲ要ス——東控判明四五・三・三〇新聞八六八號三頁。

現行法上は前記の如く「職務ヲ行フニ付惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキ」と規定されているが、本條の責任を義務違反に基く特別責任ではなく、特殊の不法行爲責任であると解し、惡意・重過失は對會社關係で必要なのではなくして對第三者關係で必要なのである旨、一部有力な學者によつて説かれてゐる（松田「新會社法概論」二一五頁。もつとも不法行爲責任説のうちでも、例えば大隅教授の如く「不法行爲の本質は違法な行爲により他人に損害を加えることに存するのであるが、この場合取締役の惡意又は重過失が會社に對する任務の懈怠について存すれば足ることは右の責任が一種の不法行爲責任たることを妨げるものではないと考ふる。株式會社の社會的經濟的地位から見て、取締役が惡意又は重過失によりその任務を怠つて第三者に損害を及ぼす場合には、第三者に對しても不法行爲の成立に必要な違法性のみとめられるといえるからである」——大隅「全訂會社法論中卷」一四七頁、同旨小町谷「株式會社法講座一

卷」二九三頁——とされるものもある。

この學説にあつては、取締役の不法行爲責任に限つて重過失まで輕減さるべき理由を、會社取締役は種々雑多な事務を、迅速に處理することを要するとともに、その過失によつて第三者に損害を加える機會が非常に多く、不法行爲の原則のみによつてその責任を處理するのは酷であるからとされる。

然し、商法二六六條の三の要件としての取締役の職務とは、會社に對する法定義務（商法二五四條の二）を指しているものであり、ここでは取締役は第三者に對し何等の義務關係に立つものではない。又、重過失に基くところの會社に對する義務違反が、當然に不法行爲要件としての違法性に昇華すると云うのはいささか亂暴な立論である（不法行爲説をとられる服部教授の云われる如く、まさに「違法性は一般的且つ客觀的な判斷なるが故に、その違法行爲は會社に對しても、また第三者に對しても違法行爲でなければならない」——服部「我妻記念論集中卷」五四五頁。

商法二六六條の三は、二六六條所定の會社に對する責任を承けて規定されていることに注意すべきである。そう見なければ、「其ノ取締役ハ第三者ニ對シテモ亦連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ」と云うことが意味を爲さない。そしてこれは決して單に字句に捉われた理解ではなく、斯く解することによつて職務違反のうち惡意・重過失

に基くものについては取締役の責任が加重される結果となり、商法立法者の意思に適合することになると思う。

ところで、悪意・重過失の判断が對會社關係に於て必要であるか、或は對第三者關係で必要であるかは、判例上明確にされていないようである（菱田「判例をたずねて・取締役の第三者に對する責任」綜合法學二八號参照。尙、最近判例のうち第三者に對する損害賠償を要件とするものについて拙稿判例研究・本誌三四卷三號七〇頁）。

本判決に於ても、重過失が認定されているが、それが對會社・對第三者いずれの關係であるかは必ずしも明確でない。しかし私は、右に述べた如き理由で商法二六六條の三を取締役の義務違反についての特別責任と解し、悪意・重過失の認定は對會社關係でなされるべきであると考へるものであるから、本判決に述べられている「被告Y₁は、A會社が本件約束手形を振出したとしても、當時におけるA會社の資産状態からして果して満期にその支拂ができるかどうかその見込みが極めて薄いのにも拘らず、漫然被告Y₂より資金の援助を受けられるものと輕信し、A會社の代表取締役として本件約束手形を振出し、その結果不渡となつたものであるから」と云う理由と、「被告Y₁がA會社の代表取締役として本件約束手形を振出した行爲は、商法第二六六條の三所定の取締役がその職務を行うについ

て、少くとも重大な過失があつたものというべく」と云う認定との間には、關連性が乏しいように思う。即ち、被告が會社に對し如何なる義務違反を爲したかが述べられていないのである。

同様のことは、本條を適用している最近のいくつかの判例についても云い得る。例えば水戸地判昭三三・一二・一五（下編民集九卷一
二號二四五九頁）は、「貸金業を營む訴外會社の代表取締役たる被告は同會社の自己資金又は特定少數人から受入れた資金によつてのみその營業を行うべきであり、名義の如何を問はず不特定多數の者から掛金、借入金その他の名義で預金類の資金を受入れ、これをその營業に利用してはならないのであつて、被告はこの種金融會社の代表取締役として會社の業務一切を處理し會社の運營をしている者として右のことは當然諒知しているべきであり、假に知らなかつたとすれば、それは取締役として著しく注意を缺いた結果と云うべく、前示違反行爲については少くとも被告に重過失の責任を認むべきである。そうすれば被告は訴外會社の取締役としてその職務を行うにつき少くとも重大な過失によつて前示違反行爲をしたのであり……」として二六六條の三を適用しているが、むしろ本件では貸金業等の取締に關する法律違反とされているその行爲が、取締役としての義務違反となるかどうかと云うことがポイントであり、その行爲が義務違反とならなければ商法二六六條の三の適用の問題ではないと考へる。取締法

規に對する違反が當然に私法上の義務違反となるものでないことは言を俟つまでもない。判決では不法行為責任のニュアンスが濃いと否めないが、むしろ本件のような場合、先ず本來の不法行為責任が問題とされるべきではないか？そして、重ねて云うが、會社取締役が如何に種々雑多な事務を迅速に處理することを要するとは云え、その不法行為責任が軽減される謂われないのである。

二、改正法では會社の業務執行は取締役會が決定することとなつた(商法二六〇條)。これにより、業務執行権限を取締役會が有することは明らかである(大隅・前掲七六頁、津田「會社法の大意上巻」二六五頁。この點多數説は反對)。ただ、取締役會は合議體であるから、現實に或る行為を爲すには種々の方法が講じられなければならないであろう。商法に於ては、代表取締役を法定的必要的機關とし、これに會社を代表する権限を賦與しているが(商法二六一條三項)、このことから法律行為の實行については取締役會が代表取締役に委任することを商法が豫定していると見られる。

然し、實行行為を何人に委すにせよ、職務執行権限は取締役會が專擅的に持つのであるから、そのことと對應して、法は取締役會の

構成員たる取締役に所謂忠實義務(商法二五四條の二)を課しているのである。

この様に見て來れば、取締役の忠實義務のうちに、代表取締役に對して委任した業務執行行為を會社のために監督することも含まれることはもとより明らかである。

もちろん、代表取締役の個々の業務執行についての監督懈怠を以て、すべての場合に取締役が第三者に對し責任を負うべきいわれない。それらの監督懈怠のうちには善意・無過失のものもあろうし、或は輕過失に留まるものもあろう。然しそれは飽くまでも義務違反が第三者に對する責任要件を充たすか否かの問題である。商法二六六條の三が、取締役の惡意・重過失に基く義務違反について第三者に對する責任をも課しているに拘らず、本判決の如く義務違反を限定的に解し、更にその上に惡意・重過失の條件を要するとすれば、第三者保護は不當に輕視される結果となるであろう。

尙、右の點について本判決の解釋を妥當とする麥田助教のコメントが、前掲綜合法學六四頁にされていることを附記する。

(倉澤康一郎)